

建設分野における 新たな外国人材の受入について

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課



はじめに

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取り組みを行っても、なお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる仕組みを構築することを内容とする『出入国管理及び難民認定法』及び『法務省設置法』の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）が、本年 4 月 1 日に施行されました。昨年の臨時国会から何かと話題になる「入管法改正」について、述べていきたいと思います。



在留資格「特定技能」とは

現在、建設現場では、在留資格「技能実習」や「特定活動」で受け入れている外国人材が活躍しているところですが、今般の法改正により、新たな在留資格「特定技能」が創設されました。「特定技能 1 号」は、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人材向けの在留資格で、「特定技能 2 号」は、熟練した技能を要する業務に従事する外国人材向けの在留資格です。

「特定技能 1 号」については、在留期間は通算

で上限 5 年まで、家族の帯同は基本的に認められません。「特定技能 2 号」については、在留期間更新の回数制限はなく、家族の帯同も可能です。

「特定技能 1 号」の受入対象分野は建設を含めて 14 分野あり、「特定技能 2 号」の受入対象分野は建設と造船・船用工業の 2 分野となっています。

技能実習、特定活動（外国人建設就労者受入事業）、特定技能の 3 制度をあわせて活用いただければ、外国人材が日本で長期間就労することが可能です（図－1）。



「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」について

「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」は、昨年 12 月 25 日に閣議決定され、本年 3 月 15 日にはその内容をもとにした出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に基づく告示*（以下、「告示」という）が公布されています。「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」の概要は、図－2 のとおりです。

※ 出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成 31 年国土交通省告示第 357 号）

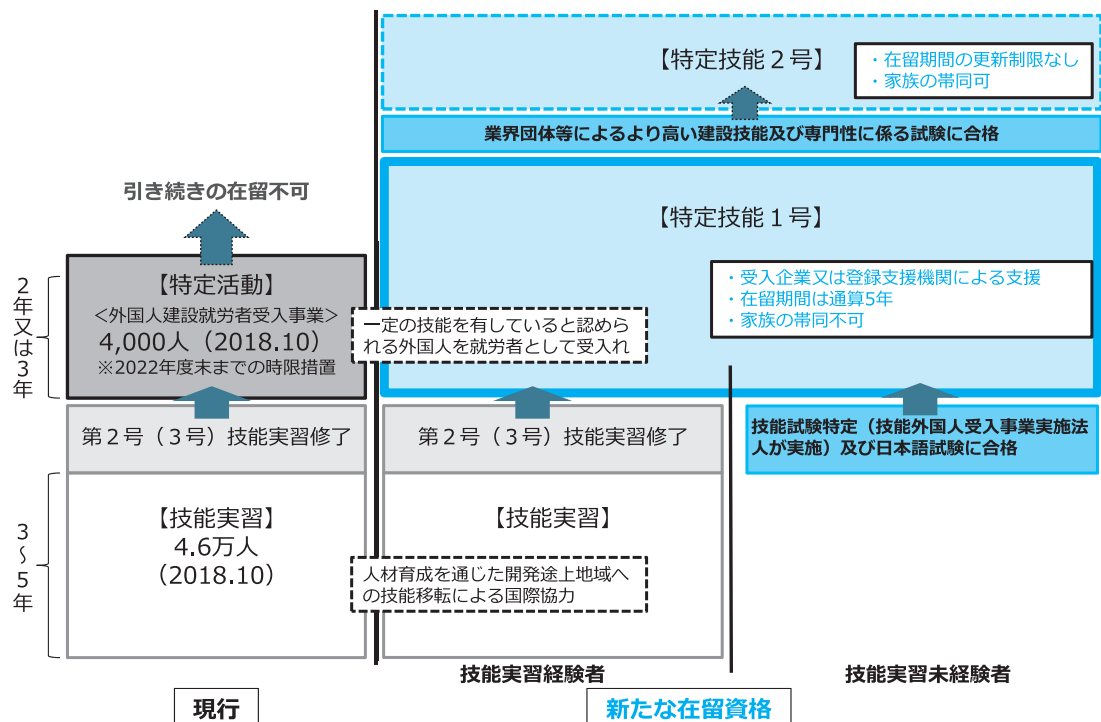


図-1 新制度創設による外国人材キャリアパス（イメージ）

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）建設分野

2 特定産業分野における人材の不足の状況に関する事項

- 生産性向上や国内人材確保のための取組
施工時期の平準化、i-Constructionの推進、建設リカレント教育・多能工化、建設技能者の処遇改善（公共工事設計労務単価の引き上げ、社会保険加入の徹底）、建設キャリアアップシステムの構築 等
- 受入れの必要性（人手不足の状況）：平成35年度末時点で約21万人
- 受入れ見込み数：平成35年度末時点で約4万人

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

- 特定技能1号（技能水準） 「建設分野特定技能1号評価試験」（新設、2019年度中実施）、「技能検定3級」（日本語能力）「国際交流基金日本語基礎テスト」、「日本語能力試験（N4以上）」
- 特定技能2号（技能水準） 「建設分野特定技能2号評価試験」（新設、2021年目途実施）、「技能検定1級」
※試験合格に加えて、班長としての実務経験を1～3年以上有することを要件とする

4 在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

- 特定技能外国人が従事する業務：型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、（試験区分） 電気通信、鉄筋施工、鉄筋接手、内装仕上げ
- 特定技能所属機関等に対して特に課す条件
（建設業者団体） 特定技能外国人の適正・円滑な受入を実現するための事業を行う法人（特定技能外国人受入事業実施法人）の共同設立（受入企業） 外国人の報酬予定額等を明記した受入計画の作成、国土交通大臣の審査・認定・巡回訪問による計画実施状況の確認
受入企業及び特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
特定技能外国人受入事業実施法人への所属
1号特定技能外国人の数と外国人建設就労者（特定活動）の数の合計が、常勤職員の数を超えないこと 等
- 特定技能外国人の雇用形態：直接雇用（派遣及び就業機会確保事業の適用は不可）

図-2 「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」の概要

外国人材の受入を考えている事業者の皆様にて注目していただきたいのは、図-2の「5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する

重要事項」です。従事する工事によって建設技能者の就労場所が変わるため現場ごとの就労管理が必要となることや、季節や工事受注状況による

仕事の繁閑で報酬が変動するという建設業の実態を踏まえ、建設分野では、在留資格「特定技能」をもって在留する外国人材（以下、「特定技能外国人」という）の受入に当たり、分野固有の措置を色々と設けています。

この中でも、「外国人の報酬予定額等を明記した受入計画（建設特定技能受入計画）」の国土交通大臣による審査・認定、そして外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための事業を行う法人（特定技能外国人受入事業実施法人）への所属について、次で詳しく述べます。

4 建設特定技能受入計画の審査・認定について

建設分野固有の措置の一つに、建設特定技能受入計画（以下、「受入計画」という）について国土交通大臣の認定を受けなければならない、というものがあります。これは、地方出入国在留管理局に在留資格認定証明書の交付申請を行う前に、在留資格「特定技能1号」をもって在留する外国人材（以下、「1号特定技能外国人」という）に対する処遇や安全衛生教育、技能の習得等に関する計画を国土交通省へ提出いただき、審査を行う

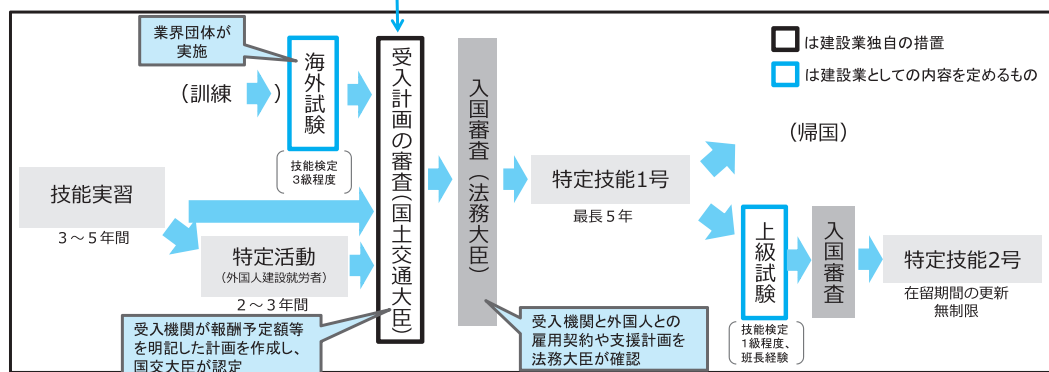
ものです。認定基準や全体の流れは、図－3のとおりです。

受入計画は、低賃金や社会保険未加入で労働者を雇う企業や劣悪な労働環境等が見られる企業を建設市場から排除し、公正な競争環境を維持すること、他産業・他国と比して有為な外国人材を確保すること、雇用者・被雇用者双方が納得できる処遇により建設業における外国人技能者の失踪・不法就労を防止すること、受入企業における受注環境の変化が起こった場合でも建設業界として特定技能外国人の雇用機会を確保すること等、特定技能外国人を受け入れる際に建設業界として必要であると認められる事項について、国土交通大臣による認定及びその実施状況の継続的な確認により担保しようとするものです。

受入計画の様式や記載の際の留意事項等は告示及び告示に係る運用要領を確認いただければと思いますが、受入計画の遵守は業界の共通利益に資するものですので、作成と適正な履行をお願いいたします。なお、受入計画の認定後、国土交通省又は国土交通大臣がその能力を認めた適正就労監視機関が受入計画の実施状況について、継続的に確認を行うこととしています。

○1号特定技能外国人の受入要件に、「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定

- 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関（受入企業）の基準を設定
- 当該基準において、建設分野の受入企業は、1号特定技能外国人の入国に先立ち、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める（具体的な基準は入管法令に基づく国土交通省告示に規定）
- 受入計画の認定基準
 - 受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - 受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - 元請団体、専門工事業体により構成される、特定技能外国人の適正・円滑な受入を実現するための取組を実施する特定技能外国人受入事業実施法人への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
 - 特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
 - 賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明（外国人が十分に理解できる言語）
 - 国又は適正就労監視機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ 等



図－3 建設特定技能受入計画の審査について

5

特定技能外国人受入事業実施
法人について

建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、告示に定める基準を満たすものは、「特定技能外国人受入事業実施法人」として国土交通大臣の登録を受けることができます。

建設業者団体が元請団体も専門工事業団体も含めて共同して法人を設立し、構成員が遵守すべき行動規範の策定や適正な運用、海外における技能訓練や技能試験、特定技能外国人の就職のあっせん等を行うことにより、建設分野における外国人材の適正かつ円滑な受入を目指すものです。

本年4月1日に、「(一社)建設技能人材機構」がこの登録を受けました。1号特定技能外国人を受け入れる企業はすべて、この(一社)建設技能人材機構又は(一社)建設技能人材機構を構成する建設業者団体に所属する必要があります(図-4)。

6

おわりに

建設業界一体となって、新たな制度の適正な運用に努めていきたいと考えておりますので、事業者の皆様におかれても、ご協力よろしくお願いいたします。

〈参考：受入対象の職種について〉

事業者の皆様の中には、受け入れたい職種が対象となっていない方もいらっしゃるかもしれませんが、現在対象ではない職種も、業界として外国人材受入の準備が整い次第、追加される見込みです。

国土交通省 HP

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000118.html

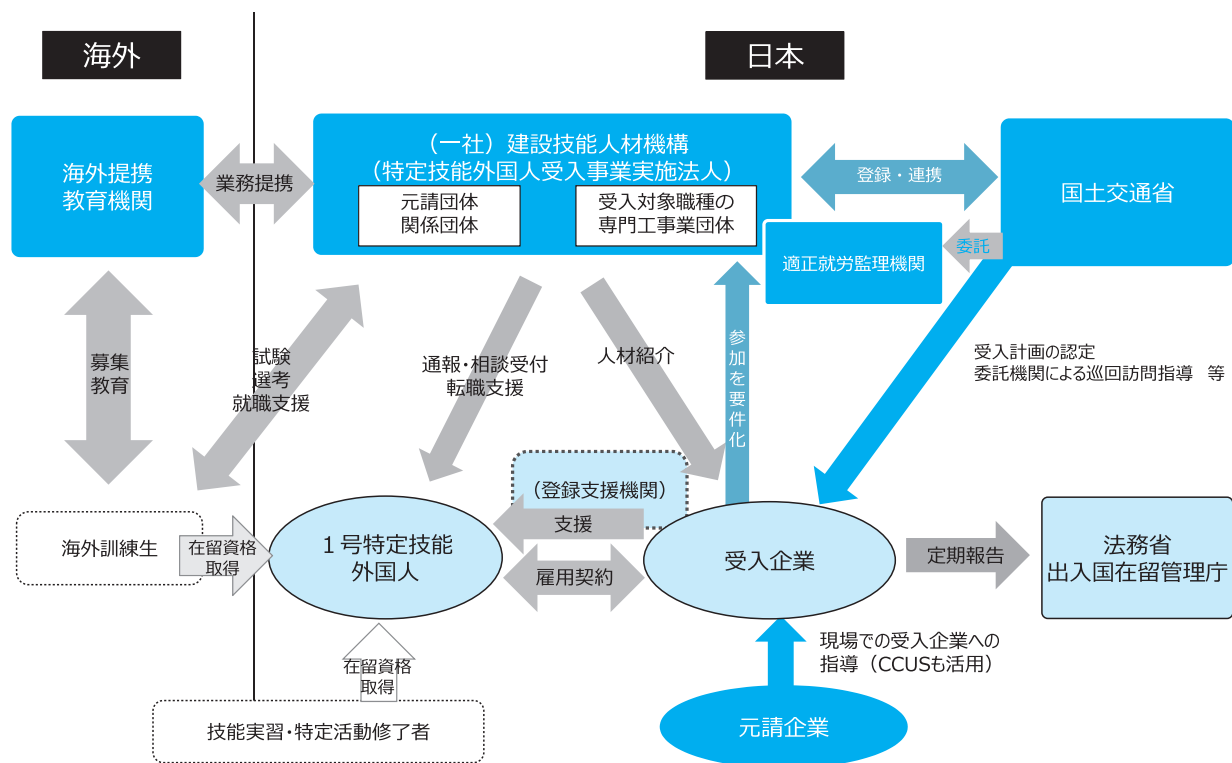


図-4 特定技能受入事業実施機関と関係機関との業務連関イメージ